

富山県新川文化ホール条例施行規則を次のように定め、公布する。

富山県新川文化ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県新川文化ホール条例(平成6年富山県条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により富山県新川文化ホール(以下「文化ホール」という。)の施設の利用の承認を受けようとする者は、富山県新川文化ホール利用承認申請書(様式第1号)を指定管理者に提出するものとする。

2 前項の申請書は、利用日(利用しようとする日が引き続き2日以上であるときは、その初日。以下この項において同じ。)前1年から利用日前2週間までの間に提出するものとする。ただし、指定管理者が文化ホールの施設の利用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(平15規則44・平16規則38・平18規則45・一部改正)

(利用の変更)

第3条 条例第8条第1項の規定により文化ホールの施設の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用日を変更しようとするときは、大ホール又は小ホールを利用する場合にあっては利用日前10日までに、その他の施設を利用する場合にあっては利用日前5日までに指定管理者の承認を受けるものとする。

2 利用者は、やむを得ない理由により当該承認に係る時間を超えて文化ホールの施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けるものとする。

(平15規則44・平18規則45・一部改正)

(利用料金の還付)

第4条 条例第11条ただし書の規定による利用料金の還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第11条第2号に該当する場合 次に掲げる額

ア 大ホール又は小ホールにあっては、70パーセントに相当する額

イ その他の施設にあっては、90パーセントに相当する額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、富山県新川文化ホール利用料金還付申請書(様式第2号)を指定管理者に提出するものとする。

(平15規則44・平16規則38・平18規則45・一部改正)

(入館の制限)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑となる行為をするおそれがあると認められる者

(2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(平16規則38・旧第8条繰上、平18規則45・旧第7条繰上・一部改正)

(利用後の点検)

第6条 利用者は、その利用を終えたときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その点検を受けるものとする。

(平15規則44・一部改正、平16規則38・旧第9条繰上、平18規則45・旧第8条繰上・一部改正)

(損傷等の届出)

第7条 利用者又はその者の利用目的に応じて入館した者が、文化ホールの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、当該利用者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従うものとする。

(平15規則44・一部改正、平16規則38・旧第10条繰上、平18規則45・旧第9条繰上・一部改正)

(富山県新川文化ホール運営協議会)

第8条 富山県新川文化ホール運営協議会(以下この条において「運営協議会」という。)の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 運営協議会に、会長を置き、会長は、委員が互選する。

4 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

5 前各項に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

(平16規則38・旧第11条繰上、平18規則45・旧第10条繰上)

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、文化ホールの管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(平16規則38・旧第12条繰上、平18規則45・旧第11条繰上)

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第44号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成18年規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県新川文化ホール条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第2条関係)

(平16規則38・全改、平18規則45・一部改正)

様式第1号(第2条関係)

富山県新川文化ホール利用承認申請書

No. _____

指定管理者 殿

申請日 年 月 日

申請者	団体等の名称	代表者氏名
	住所	取扱者氏名

次により、富山県新川文化ホールの施設を利用したいので承認願います。

利用室名	利用年月日	利用時間	利 用 料 金		附属設備料	
			基本利用料金	超過利用料金		
	年 月 日	時 時 ～	時 時 ～ 円	時 時 ～ 円		円
	年 月 日	時 時 ～	時 時 ～ 円	時 時 ～ 円		円
	年 月 日	時 時 ～	時 時 ～ 円	時 時 ～ 円		円
利用目的(会議、行事等の名称)	入場料徴収の有無 有・無	円	小計 円 ①	小計 円 ②	小計 円 ③	
備考			総額(①+②+③)			円

様式第2号(第4条関係)

(平18規則45・令3規則29・一部改正)

様式第2号(第4条関係)

富山県新川文化ホール利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 殿

住 所 _____

団体等の名称 _____

代表者氏名 _____

(電話 _____)

年 月 日付けNo. _____ で申請しました富山県新川文化ホール施設の利用については、下記の理由により利用できませんので、前納した利用料金の全部(一部)を還付されるよう申請いたします。

記

1 利用できない理由

2 利用を予定していた日時

年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3 利用を予定していた室名

4 添付書類

利用料金を納付したことがわかる書類